

市教育委員会は、五月二日、新たに一件の有形民俗文化財と一件の史跡を市指定文化財に指定しました。今回の指定により、市指定文化財は百九十六件となりました。

有形民俗文化財

○白色尉面・黒色尉面
（附）鈴・面箱Ⅱ泉町
個人所有

両面ともに頭頂から顎までの長さは約十九センチあります。面箱の箱書きに翁面・黒尉面・鈴・笛・面箱と記載され、笛は現存しないも



白色尉面（翁面）（左）と黒色尉面（右）

の「翁（三番叟）」を演じるために用いられたと考えられます。

両面に加え鈴と面箱が一緒に残り、箱書きから小名浜でかつて「翁」の奉納が行われていたことが分かる点が貴重であり、伝承資料として高い価値があります。

史跡

○磐城平城本丸跡Ⅱ 市所有

磐城平城は、慶長七（一六〇二）年に磐城に入ってきた初代磐城平藩主鳥居忠政が十二年の歳月を費やして築城し、藩主が移りながら約二七〇年にわたり譜代大名の居城として位置付けられました。

令和二年度に行われた発掘調査で、本丸御殿跡と想定される礎石建物跡や石組の排水施設、池跡などが検



磐城平城本丸跡

出され、陶磁器類も大量に出土しました。本丸御殿跡の検出は全国的にも珍しく、遺存状態も極めて良好で、中世から近世にかけての城館の歴史が検証できる貴重な遺跡です。

○お問い合わせ
文化財課
☎22・7546

マイナンバーカード申請
受け付け中！！



○お問い合わせ
市民課マイナンバーカード交付グループ
☎22-7026

マイナンバーカードは、プラスチック製の集積回路チップ付きカードです。券面に氏名・住所・生年月日・マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、各種証明書の取得が可能なコンビニ交付、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請など、さまざまな場面で利用できます。



マイナンバーカード

申請用顔写真を無料で撮影できる場所が増えました

マイナンバーカードの申請は、同課、各支所・市民サービスセンターの窓口で受け付けているほか、次の窓口では、申請用の顔写真を無料で撮影しています。ぜひ利用してください。

無料で撮影できる窓口

同課、小名浜・勿来・常磐支所市民課、内郷支所、中央台市民サービスセンター

※上記以外の窓口で申請する場合は、申請用顔写真（正面・無背景・無帽で、縦4.5cm×横3.5cm、6カ月以内のもの）を持参してください。

申請時に持参するもの

- ①本人確認書類（*）
- ②通知カード
- ③住民基本台帳カード
- ④マイナンバーカード
- ※②③はお持ちの方、④は更新の方。



（*）本人確認書類

A 運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など

B 健康保険証、医療受給者証、学生証、介護保険証など

Aの書類2点、またはA・Bの書類を1点ずつ、Aの書類がない場合はBの書類2点を持参してください。

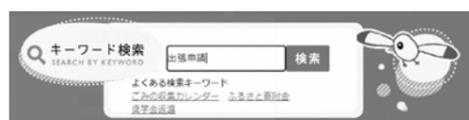
市職員が事業所などに出張して申請を受け付けます

市では、事業所や地域団体などが準備した会場へ職員が出向き、マイナンバーカードを作るための「顔写真撮影」と「申請」の手続きを受け付ける「マイナンバーカード出張申請」を実施しています。マイナンバーカードは後日、本人限定郵便（希望により簡易書留郵便も可）で郵送しますので、市役所へ出向くことなくカードを受け取ることができます。

「マイナンバーカード出張申請」を行うには条件などがありますので、詳しくは、市ホームページで確認してください。



※新型コロナウイルスの感染状況により、出張申請を中止または延期する場合があります。



市ホームページで「出張申請」で検索

医療発展に関する三者協定を締結

市は、4月19日に、市医師会および市病院協議会と同協定を締結しました。

同協定に基づき、市医療構想会議などを通じて、新型コロナウイルス等感染症対策や医師不足、市民の皆さんの健康指標の改善など、地域医療を取り巻く諸課題に三者が連携・協力を進め、健康で安心した生活ができるように地域医療の持続的な発展に寄与する取り組みを行っています。



地域医療の持続的な発展を目的に協定を締結

日本工営株式会社との流域治水の推進に関する連携協定を締結

市は、4月28日に、日本工営株式会社と同協定を締結しました。

同協定に基づき、治水対策などの情報共有を行うほか、先端技術を活用した防災プラットフォームの実証などに連携して取り組み、流域全体で水害の防止・軽減を図る「流域治水」への転換を進めていきます。



地域の水害の防止・軽減を目的に協定を締結